

次世代オープンガバメントが 金融にもたらす可能性

「利用者視点」への転換を好機ととらえよ

NITデータ経営研究所
産業コンサルティング本部マネージャー

河本 敏夫



政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ戦略本部）の「電子行政に関するタスクフォース」は2012年6月20日、「電子行政オープンデータ戦略に関する提言」を公表した。提言では、従来オープンガバメントとして議論されてきたものとは異なる、新しいオープンガバメントのあり方について将来像と取り組むべき施策をまとめている。本稿では、この変化を「次世代オープンガバメントへの転換」ととらえ、何が変わり、金融分野へどう影響するのかについて解説する。

公共データの活用促進の 施策が国内外で広がる

今回の提言は、「新たな情報通信技術戦略工程表」（10年6月22日、ＩＴ戦略本部決定）および「電子行政推進に関する基本方針」（11年8月3日、同本部決定）ののちとって、タスクフォースが、わが国のオープンガバメントを確立するため、そのあり方の調査・検討を行ってきた成果をまとめたものであ

る。公共データの活用促進に集中的に取り組むための戦略として位置付けられている。活用促進に向けた四つの基本原則を提示するとともに、12年度以降に実施すべき具体的な施策と推進体制等について提案されている（図表1）。

従来オープンガバメントというと、行政の透明性・信頼性向上を目的に語られることが多く、その延長線上での議論といえた。しかし、11年3月の東日本大震災の発生以降、検討の潮目が変わった。震災時に一部の行政情報システムや重要データが被害を受け、行政の業務継続に支障を来す事態が発生したことから、行政機関が保有する情報資産のバックアップの重要性が強く認識されるようになったの

である。また、被災地からのニーズや情報の収集、迅速な情報提供にも課題がみられたことから、有事にも本当の意味で、使える情報提供のあり方について、考えなければならなくなった。

海外では、アメリカのオバマ大統領が「Transparency and Open Government」を掲げて「透明性」「国民参加型」「協力的」の三つを柱とする政府を目指すことを宣言したり、OECD（経済協力開発機構）が「公共データへの有効なアクセスおよび利用の拡大に関する理事会勧告」を策定し、公共データをより広い範囲で効果的に活用すること等を求めたりするなど、公共データを社会的な資産ととらえて、積極的に民間活用を促進する施策が打たれている。

また、産業界では、センシング技術やデータマイニング技術の進展、大量の情報を送信・処理できるネットワーク・コンピュータ技術の高度化に伴い、いわゆる「ビッグデータ」として大量の構造化・非構造化情報の収集・分析によって新たな付加

価値を生み出すサービスが登場している。

こうした動向を受けて、オープンガバメント推進の目的に、従来の「透明性・信頼性向上」「国民参加・官民協働推進」に加えて、公共データなどを活用した新たなサービス創出などの「経済効果」も加えたのが、今回の提言である（図表2）。

「提供者視点」から「利用者視点」へ

前述のとおり、これまでのオープンガバメントの考え方の最も大きな違いは、透明性や国民の行政参加の観点からの情報公開に加えて、国民による情報の利活用という側面を前面に押し出した点である。つまり、「提供者視点」から「利用者視点」への転換である。

現状の電子行政サービスの問題は、提供者視点で構築されているところにある。情報の調査・整理・記録・公開までをやるのが行政の役割であり、その後の利用については関知しないという姿勢である。そのため、利用者にとって利便性の低いサ

ービスとなり、結果として行政が保有する情報資産が活用されにくくなっている。

たとえば、国土地理院が公開している基盤地図情報がある。政府は地理空間情報の活用推進を掲げて、「電子国土」という情報公開プラットフォームを立ち上げているが、基盤地図情報はファイル形式が特殊なものであること（別途、ファイル変換ソフトのダウンロードが必要）、画像データであるため用途に合わせた加工・編集ができないこと等、利用者にとって使い勝手が悪いものとなっており、普及しているとはいえない。

Google mapをはじめとする民間の情報サービスは、利用者視点に立っているため、サービスの質という点では優れている。一方、行政情報サービスは、公共データを基礎としているため情報の信頼性は高いが、利用者視点が欠けている。今後は、「情報の信頼性」と「サービスの質」を両立した行政情報サービスというポジションに転換すべきだろう（図表3）。

〔図表1〕 電子行政オープンデータ戦略に関する提言の概要

「新たな情報通信技術戦略」および「電子行政推進に関する基本方針」の趣旨にのっとり、公共データの活用促進に集中的に取り組むための戦略として、電子行政オープンデータ戦略を策定すべきことを提言。

◆ 戦略の意義・目的

- | | |
|---------------|---|
| ① 透明性・信頼性向上 | → 行政の透明性の向上、行政への国民からの信頼性の向上 |
| ② 国民参加・官民協働推進 | → 創意工夫を生かした公共サービスの迅速かつ効率的な提供、ニーズや価値観の多様化等への対応 |
| ③ 経済活性化・行政効率化 | → わが国全体の経済活性化、国・地方公共団体の業務効率化、高度化 |

◆ 基本的な方向性

- 【基本原則】
- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
 - ② 機械判読可能な形式で公開すること
 - ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
 - ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組みに着手し、成果を確実に蓄積していくこと

◆ 具体的な施策

- 【2012年度】以下の施策を速やかに着手
- 1 公共データ活用の推進（公共データの活用について、民間と連携し、実証事業等を実施）
①公共データ活用ニーズの把握、②データ提供方法等の整理、③民間サービスの開発
 - 2 公共データ活用のための環境整備（実証事業等の成果をふまえつつ、公共データ活用のための環境整備）
①必要なルール等の整備（著作権の取扱いルール等）、②データカタログの整備、③データ形式・構造等の標準化の推進等、④提供機関支援等についての検討
- 【2013年度以降】ロードマップに基づき、各種施策の継続、展開

◆ 推進体制等

- 【推進体制・制度整備】オープンデータを推進するための体制として、速やかに、官民による実務者会議を設置
- ①公共データ活用のための環境整備等基本的な事項の検討、②今後実施すべき施策の検討およびロードマップの策定、③各種施策のレビューおよびフォローアップ
- 【電子的提供指針】フォローアップの仕組みを導入し、「具体的な施策」の成果やユーザーの要望等をふまえ、提供する情報の範囲や内容、提供方法を見直し

（出所） 「電子行政オープンデータ戦略に関する提言（概要）」

次世代オープンガバメントの可能性

〔図表2〕

提言でのオープンガバメントの新しい定義

透明性・信頼性向上	行政の透明性を高め国民の信頼性を向上 ●公開する情報の充実やわかりやすさの向上など、公共データ等の公開をさらに進め、行政の透明性を向上 ●個人情報に配慮しつつローデータ（分析のもととなったデータ）を積極的に公開することで、国民が自らデータを分析・判断することを可能に
国民参加・官民協働推進	官民協働を促進し、行政サービスの効率性と質を向上 ●公共データ等を官民で共有することで、「新しい公共」などの官民協働を促進。行政サービスの効率性と質の向上を実現 ●ソーシャルメディアの活用など、多様な手段で国民に情報提供。国民の声を把握し施策に反映することで行政サービスを向上
経済効果	データを活用した新ビジネス創出と企業効率性向上 ●機械可読・二次利用可能な形で公共データ等の公開を進め、官民のデータを活用した新たなサービスやビジネスを創出 ●これまで入手に費用や手間がかかっていた官民のデータの入手・活用の利便性を高め、企業等の業務効率性を向上

●オープンガバメントの推進には、公共データの活用促進が重要
 ●今回の提言は、データ等の公開と利活用を焦点をあてる

金融業務の効率化・精度向上への活用可能性

このような方向性の転換は、金融分野にどのような影響をもたらすであろうか。

〔出所〕 「電子行政に関するタスクフォース」（第23回）配布資料

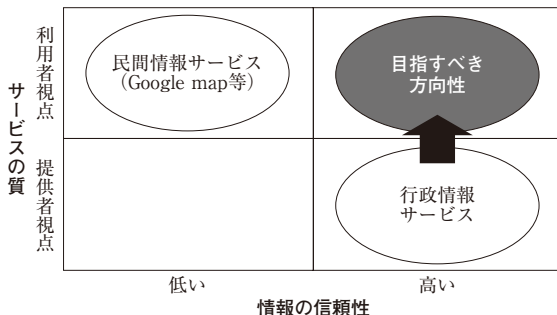
一つは、情報同士の突合による評価・確認プロセスの効率化だ（図表4）。これまで手間をかけて金融機関自らが調査していた情報が、簡単に入手できるようになれば、業務の効率化が進む。とくに、金融業界は最もリスクを回避しなければならぬ業界の一つであり、行政が提供する信頼性の高いデータを活用できれば、業務品質の向上にも寄与するだろう。

今後、活用が期待できる情報の一つに、法務

省が管理する不動産登記情報がある。登記は民・民の取り決めの結果を第三者への対抗要件として記録したものであるが、「土地」とそれを所有する「人」とを結び登記情報は、①融資業務における審査事務、②住宅ローン等の債権譲渡における担保物件評価事務など金融機関にとって大変有益な情報資産である。すでに、民事法務協会の「登記情報提供サービス」、法務省の「登記・供託オンライン申請システム」など、登記情報をインターネット上で閲覧・取得できるサービスが提供されているが、これらは蓄積した情報を公開しているだけで、利用者にとって使いやすい形とはいえない。インターネットサービスで利用できるのは証明機能のない登記情報のみであるため、多くの場合、実際は利用のつど登記所へ出向いて紙の交付を受けているのが実情だ。電子署名等の採用により、オンラインで証明書が取得できるようになれば、業務の大幅な効率化が見込めるだろう。

また、地方公共団体が保有す

〔図表3〕 行政情報サービスの利用者視点への転換



る固定資産税の評価情報も有用だ。現在、一部の金融機関では、企業の所得税等の確定申告時の財務資料を電子データで受領することによって、融資審査プロセスを簡略化する取組みが行われている。ここで、フロー（所得）の税務情報だけではなく、ストック（固定資産）に関する税務情報が利用可能になれば、融資審査プロセスの一層の効率化が期待できる。もちろん、固定資産税に関する情報は

個人の資産状況につながる情報であるので、情報公開の範囲やアクセス権限の制限、情報管理の仕組み等、プライバシー保護への対策が欠かせない。

このように、情報の評価・確認プロセスの手続面での大幅な効率化が進めば、新たなサービススキームの開発や重点領域へのリソースシフトという選択肢も出てくるかもしれない。

新たな金融サービスの開発も期待される

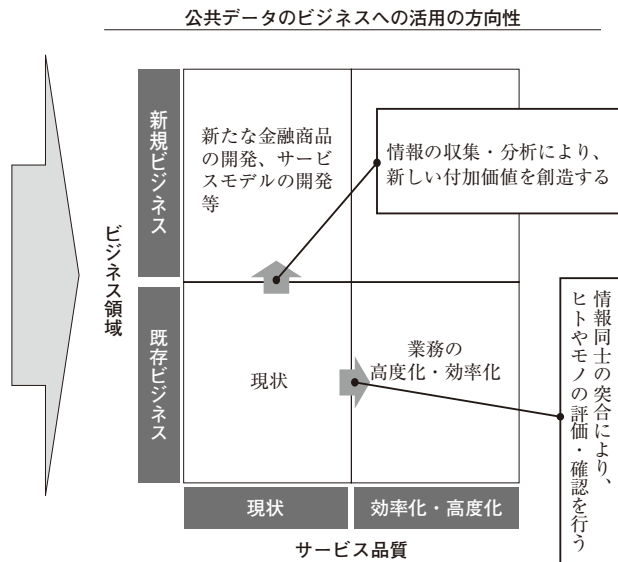
金融分野における公共データ活用のもう一つの方向性は、新規ビジネス機会の創出である（図表4）。金融機関ではこれまで情報資産を活用することでビジネス領域を拡大してきた。たとえば、マーケットや金融商品に関する情報を分析して顧客に提供する投資情報サービスは、投資市場の裾野を広げるとともに、付加価値のある情報サービスの対価を受け取るという新しいビジネスモデルを開拓した。これまで利用が困難であった公共データの利用環境が改善されれば、情報資産を活用し

金融分野における公共データ活用の方向性

【図表4】

金融機関における代表的な業務

預金
為替
融資
クレジット業務
投資信託・国債販売
保険販売
その他手数料業務
代理業務
運用債権の譲渡（住宅ローン等）
土地信託
不動産流動化



た新しい付加価値を創造できる可能性がある。たとえば、国土交通省や地方公共団体が保有するハザードマップや緊急災害情報を活用することで、災害リスク変動をリア

カ。ただし、利用可能な情報が増

ルタイムに把握できるようになる。これをもとに、リスク変動をリアルタイムで更新できる金融商品の開発などが考えられまいだろうか。また、政府の港湾通関システムの処理データを、製造業や物流業の在庫状況を正確に把握できるようにする。これは、新しい動産担保融資や貿易保険のスキームに応用できないだろうか。

えただけでは新しい価値は生まれない。情報をもとに、過去の傾向や関連性を解釈し、将来の予測を導く「ビッグデータ分析」の技術が不可欠といえる。金融機関では、国内企業の投資抑制・資金調達手段の変化、バーゼルⅢへの対応等、ドラステイックな環境変化への対応が求められており、従来の延長線上のビジネスだけでは市場から淘汰されてしまう状況といえる。次世代オープンガバメントの潮流をチャンスととらえて、公共データを活用したビジネスの高度化、新規ビジネスの開発に向けた取組みに期待したい。

かわもと としお

03年早稲田大学政治経済学部卒。総務省を経て現職。幅広い業界のビジネスコンサルティングに携わり、ビジネスの視点から政策のあるべき姿の提案を行う。著書に『マイナンバー』（金融財政事情研究会）がある。